埼玉県スポーツ科学拠点施設整備運営事業
公募設置等指針

令和６年３月

（令和６年５月修正）

埼玉県

目次

第１　はじめに 1

1.　はじめに 1

第２　事業概要 2

1.　事業名称 2

2.　事業の目的 2

3.　対象地 2

（１）　位置 2

（２）　事業範囲 2

（３）　上尾運動公園及びスポーツ総合センターの概要 3

4.　本事業対象地（スポーツ科学拠点施設）の整備計画 4

（１）　スポーツ科学拠点施設の整備計画 4

（２）　上尾運動公園の目指す姿 6

..... 7

5.　事業範囲 7

（１）　事業内容 7

（２）　役割分担 9

（３）　事業期間 9

（４）　事業終了時 9

（５）　公募スケジュール（予定） 11

（６）　事業スケジュール（予定） 11

第３　公募対象公園施設等の設置等に係る事項 12

1.　共通事項 12

2.　公募対象公園施設の設置等に関する事項 13

（１）　公募対象公園施設の種類 13

（２）　公募対象公園施設の場所 13

（３）　公募対象公園施設の設置又は管理の開始の時期 13

（４）　公募対象公園施設の使用料の額の最低額等 13

（５）　公募対象公園施設の施設条件 14

（６）　県が支払う整備費相当額の上限額 16

（７）　施設を県が利用する場合の利用料 17

（８）　プロフィットシェアリング 17

（９）　公募対象公園施設の設計・建設に関する条件 17

（１０）　公募対象公園施設の管理運営に関する条件 17

3.　特定公園施設の設置等に関する事項 18

（１）　特定公園施設の範囲 18
（２）　特定公園施設の整備にかかる費用 19
（３）　県による特定公園施設の管理運営費用の負担 19
（４）　特定公園施設の施設条件 19
（５）　特定公園施設の設計・建設に関する条件 22
（６）　特定公園施設の管理運営に関する条件 23
4.　利便増進施設の設置に関する事項 23
（１）　看板又は広告塔 23
（２）　自転車駐車場（コミュニティサイクルポート） 23
（３）　占用許可使用料 24
5.　都市公園の環境の維持及び向上措置 24
（１）　業務の委託 24
（２）　指定の取消し等 24
（３）　その他の指定管理業務に関する事項 25
第４　審査及び選定に関する事項 26
1.　公募の実施に関する事項等 26
（１）　応募者の構成と役割 26
（２）　応募資格 26
（３）　欠格事項 27
（４）　失格事項 28
（５）　その他の応募条件 28
2.　応募の手続き 28
（１）　公募設置等指針の公示 28
（２）　質問受付及び回答 28
（３）　応募登録 29
（４）　事業者対話の申込及び実施 29
（６）　公募設置等計画の受付（応募書類の提出） 29
（７）　提出書類 30
3.　応募に関するその他の留意事項 33
（１）　応募書類の作成及び提出 33
（２）　応募書類の内容 33
（３）　応募書類の取扱い 33
4.　審査の方法及び手順 33
（１）　第一次審査（適格審査） 33
（２）　第二次審査（プレゼンテーション審査） 34
5.　評価基準 35
6.　審査委員会の委員等への接触禁止等 35

7.　設置等予定者の決定等 35
8.　選定結果の通知及び公表 35
9.　公募設置等計画の認定 35
10.　認定公募設置等計画の変更 36
11.　契約の締結等 36
（１）　基本協定 36
（２）　実施協定 36
（３）　特定公園施設の引渡し 36
（４）　上尾運動公園（事業対象地）の指定管理者の指定 36
（５）　モニタリングの実施 37
12.　リスク分担等 37
（１）　リスク分担 37
（２）　損害賠償責任 38
13.　事業破綻時の措置 38
14.　法規制等 38
15.　問合せ先 39

【添付資料】

添付１	役割分担表
添付２	事業実施条件 ア　現況図 イ　存置基礎杭等平面図 ウ　インフラ整備図（上下水道、ガスなど） エ　競技力向上のために必要な測定機器 オ　スポーツ総合センター施設台帳 カ　プロフィットシェアリングの考え方

＊ 土質調査資料~~及び植栽台帳資料~~は、応募登録した者に提供します。

【用語の定義】

用　語	定　義
スポーツ科学拠点施設	上尾運動公園の国道17号以東（武道館敷地及びアイスアリーナ敷地を除く。）及びスポーツ総合センター敷地を含む範囲。（以下、「上尾運動公園東エリア」という。）に整備する、アスリートの競技力向上だけでなく、県民の体力・健康づくりをはじめとしたスポーツの普及、上尾運動公園の賑わい創出を目的とする施設の総称。
主に競技力向上のための必須施設	体力・形態測定室、データ分析室、相談室、多目的トレーニング室、ウエイトトレーニング室、研修室・会議室、スポーツ科学展示室、更衣室、トイレ、事務室、体育館、宿泊施設・レストラン等の総称。
P-PFI	平成29年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。 都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」（略称：P-PFI）と呼称。 ＜P-PFIのイメージ＞ 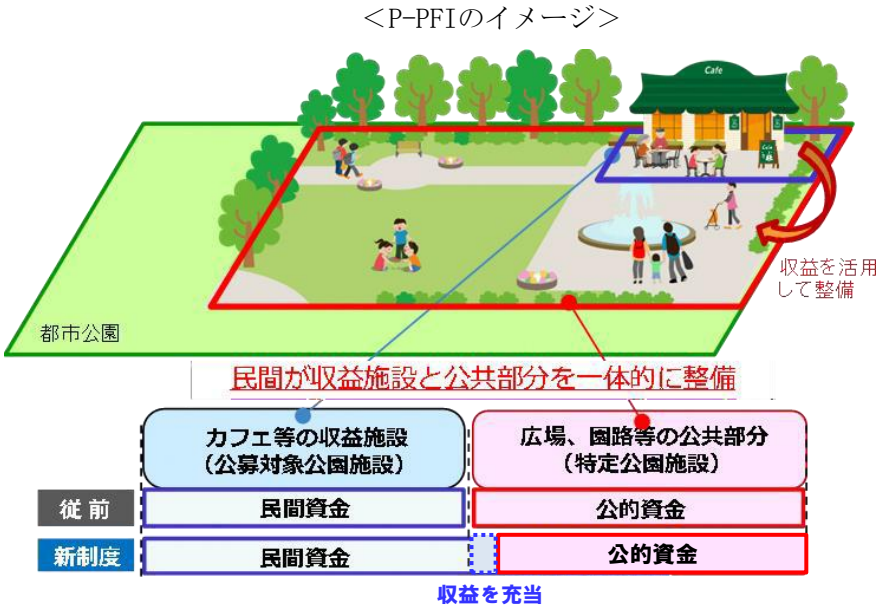

用　語	定　義
公募対象公園施設	都市公園法第５条の２第１項に規定する「公募対象公園施設」のこと。 飲食店、売店等の公園施設であって、法第５条第１項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。
特定公園施設	都市公園法第５条の２第２項第５号に規定する「特定公園施設」のこと。 公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。
利便増進施設	都市公園法第５条の２第２項第６号に規定する「利便増進施設」のこと。P-PFIにより選定された者が占用物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告。
公募設置等指針	P-PFIの公募に当たり、都市公園法第５条の２の規定に基づき、地方公共団体が各種募集条件等を定めたもの。
公募設置等計画	都市公園法第５条の３の規定に基づき、P-PFIに応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。
設置等予定者	審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。
認定計画提出者	公園管理者が、都市公園法第５条の５の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者。
民間事業者 ~~(SPC)~~	公園管理者が認定した公募設置等計画を提出した者。
設置管理許可	都市公園法第５条第１項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園に公園施設を設置及び管理することについて、公園管理者が与える許可。
管理許可	都市公園法第５条第１項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園内の公園施設を管理することについて、公園管理者が与える許可。
占用許可	都市公園法第６条の規定により、公園に公園施設以外の物件を設けて公園を占有することについて、公園管理者が与える許可。

第１　はじめに

1.　はじめに

埼玉県では、上尾運動公園東エリアを一体的に整備・運営し、多くの県民が訪れるスポーツの総合拠点として、健常者、障害者共に対象とした、競技力向上や県民のスポーツ実施率の向上を図るとともに、プロ・トップスポーツチームの試合やeスポーツイベントなど多様で高品質な体験価値を県民に提供し、スポーツの振興と賑わいの創出を通じた埼玉県の発展を目指すこととしました。

本公募設置等指針（以下、「指針」という。）は、以上のことを踏まえ、上尾運動公園東エリアにおいて公募設置管理制度による事業を実施する者を公募するためのものです。

本事業により、民間の自由で柔軟な発想や企画力を発揮できる機会を提供して、豊かな緑とスポーツ施設が集積している上尾運動公園において、観戦、宿泊、食事、体験、競技力向上など多様な機能が集積する強みを活かした利用機会を創造し、県民に愛され、地域の誇りとなることを期待します。

第２　事業概要

1.　事業名称

埼玉県スポーツ科学拠点施設整備運営事業

2.　事業の目的

多くの県民が訪れるスポーツの総合拠点として、健常者、障害者共に対象とした、アスリートの競技力向上や、県民のスポーツ実施率の向上を図るとともに、プロ・トップスポーツチームの試合やeスポーツイベントなど多様で高品質な体験をアリーナを核として県民に提供します。また、するスポーツ、みるスポーツ、ささえるスポーツの機会を提供し、スポーツの振興や賑わいの創出を目指します。

また、上尾運動公園東エリアを「様々な世代が、緑豊かな風景の中で集い・交流し、健康をはぐくむ公園」として一体的に整備・運営し、豊かな緑とスポーツ施設が集積している上尾運動公園において、観戦、宿泊、食事、体験、競技力向上など多様な機能が集積する強みを活かした利用機会を創造し、スポーツの振興を通じた埼玉県の発展を目指します。

3.　対象地

上尾運動公園東エリア。なお、スポーツ総合センター敷地は都市公園区域外で市街化調整区域であることに留意してください。

（１）位置

埼玉県上尾市日の出地内　外

（２）事業範囲

事業範囲は下図赤枠内とし、事業範囲内で整備を行う事業区域を設定してください。

（3） 上尾運動公園及びスポーツ総合センターの概要

所在地	埼玉県上尾市日の出地内　外
敷地所有者	埼玉県
敷地面積	上尾運動公園国道１７号東側（以下、「公園東側」という。）：24.0ha 上尾運動公園　国道１７号西側（以下、「公園西側」という。）：13.1ha スポーツ総合センター　：約1.5ha（合計：約38.6ha）
区域区分	公園東側：市街化区域、一部市街化調整区域、都市計画公園 公園西側：市街化区域、都市計画公園 スポーツ総合センター　：市街化調整区域、都市計画公園外
建蔽率	公園内：12%（公園西側の陸上競技場・体育館等含まれる） スポーツ総合センター敷地：50%
容積率	公園内：100% スポーツ総合センター敷地：100%

【現況施設】

東側	県立武道館（2003年竣工、延床面積：11,050.92㎡） 埼玉アイスアリーナ（2014年竣工、延床面積：5,296.97㎡）
公園区域外	スポーツ総合センター（1982年竣工、延床面積：9,003.90㎡）
西側	陸上競技場（1967年竣工、第２種陸上競技場、収容人員：40,200人（メインスタンド：8,200人）） 補助競技場（1967年竣工） 体育館（1967年竣工、延床面積：7,905㎡） テニスコート（クレーコート５面） 児童遊園地 ジョギングコース
駐車場	上尾運動公園 ・公園東側　946台（普通車911台、障害者用15台、大型車20台） ※公園西側を含めた全ての公園利用者のための駐車場であることから、事業者が活用を希望する場合は公平性に留意すること ・公園西側　315台（普通車306台、障害者用9台） スポーツ総合センター　100台（普通車97台、障害者用3台） 県立武道館　37台（施設利用者専用） 埼玉アイスアリーナ　90台（施設利用者専用）

【インフラ施設の整備状況】

ガス	公園周辺にガス管が埋設されています。 現況・詳細については、ガス事業者に確認してください。
上水道	公園周辺に配水管が埋設されています。（DIPφ100～150） 現況・詳細については、上尾市上下水道部業務課に確認してください。
下水道	公園周辺に下水管が埋設されています。（HPφ250～400） 現況・詳細については、上尾市上下水道部業務課に確認してください。
井戸	公園内にプールで使用していた井戸があります。 現況・詳細等については、埼玉県都市整備部公園スタジアム課に確認してください。

4.　本事業対象地（スポーツ科学拠点施設）の整備計画

本事業対象地の整備計画については、令和５年３月に策定した「埼玉県スポーツ科学拠点施設整備事業基本計画」における本事業の基本的な考え方、設置目的、導入機能並びにゾーニング及び動線計画（案）及び「さいたま水上公園のあり方検討委員会」において定めた新たな公園の方向性に示しており、公園全体の目指す姿と整合した本事業の実施を求めます。

【埼玉県スポーツ科学拠点施設整備事業基本計画】
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0312/sports_science/kihonkeikaku.html
【さいたま水上公園再整備事業の過年度検討状況】
https://www.pref.saitama.lg.jp/a1105/saitamasuizyoukouen.html

（１）スポーツ科学拠点施設の整備計画

ア．整備における基本的な考え方

- 本計画では、アスリートにはパラアスリートを含むものとし、科学的知見に基づくアスリート支援を行うため、国のハイパフォーマンススポーツセンター（以下、「HPSC」という。）やスポーツ施設、大学等と連携する。
- スポーツ科学拠点施設は上尾運動公園の再整備と合わせて一体的に整備するものとし、アスリートだけでなく県民誰もが利用できる施設とする。また、県民向けのスポーツ科学の知見に基づく情報を提供するなど県民のスポーツ振興、健康増進を図る施設とする。
- スポーツ科学拠点施設の整備に当たっては、地元との連携は大変重要である。整備場所となる上尾市からもスポーツ科学拠点施設の整備に積極的に関わる提案もあったことから、県と市が密接に連携し、本事業を進めていく。

イ．スポーツ科学拠点施設の設置目的

- HPSCと連携したスポーツ科学拠点施設を整備し、パラスポーツを含む多様な競技の競技力の向上を図る。
- スポーツ科学の知見を有する指導者を育成できる環境を創出し、県のスポーツ科学活用の基盤となる人材の育成・蓄積と活用を図る。
- 県民がスポーツを行う際に科学的知見を取り入れられるよう各種事業を行い、県民のスポーツ実施率の向上、健康づくりを図る。
- 上尾運動公園と一体となった整備・運営を行うことで、効率的な運営と県民サービスを実現すると共に、賑わいを創出する。

【スポーツ科学拠点施設の設置目的・機能・施設等】

目　的	機　能		施　設	対象	主体
パラを含む多様な競技の競技力向上	Ⅰ　効率的・効果的なアスリートの支援	測定・分析・指導 アスリート発掘・育成 各種相談	測定・トレーニング室 データ分析室 体育館 各種相談室	アスリート (国体選手など)	県
人材育成	Ⅱ　多様な競技のアスリートが集い高め合う拠点	トレーニング・スポーツ合宿 指導者育成・指導方法の研究	体育館 宿泊施設・レストラン 研修室・会議室	スポーツ実践者	県以外 (民間、大学、プロチーム等)
県民のスポーツ実施率の向上、健康づくり	Ⅲ　県内のスポーツ施設・大学等を結ぶハブ機能	連携（サテライト化） 人材育成	データ分析室 研修室・会議室		
	Ⅳ　スポーツ科学の知見の普及	知見の共有 オンラインの活用 スポーツ情報の収集・発信	データ分析室 スポーツ科学体験室・展示室		
公園の賑わい創出	Ⅴ　誰もがスポーツを楽しめる機会の提供	活性化 賑わい創出	メインアリーナ ランニングステーション　等	県　民	

ウ．導入機能

スポーツ科学拠点施設に導入する機能は、以下の５つとします。

① 効果的・効率的なアスリートの支援
② 多様な競技のアスリートが集い高めあう拠点
③ 県内のスポーツ施設・大学等を結ぶハブ機能
④ スポーツ科学の知見の普及
⑤ 誰もがスポーツを楽しめる機会の提供、賑わいの創出

エ．ゾーニング及び動線計画（案）

基本計画や立地特性等をふまえ、樹林地活用エリア、水上公園跡地エリア、スポーツ科学拠点施設及び駐車場ゾーンを設け、東西を結ぶメイン動線を軸とし回遊性のあるサブ園路等を配置することにより、樹林地の保全や西エリアとの連携が図られると考えていますが、実際のゾーニング及び動線計画は、事業者の提案によります。

なお、上尾運動公園全体の利活用や公園の利便性の向上を図るため、公園の西側と東側を結ぶ東西連絡橋、国道17号からの車両出入口については、県で整備を行う予定です。

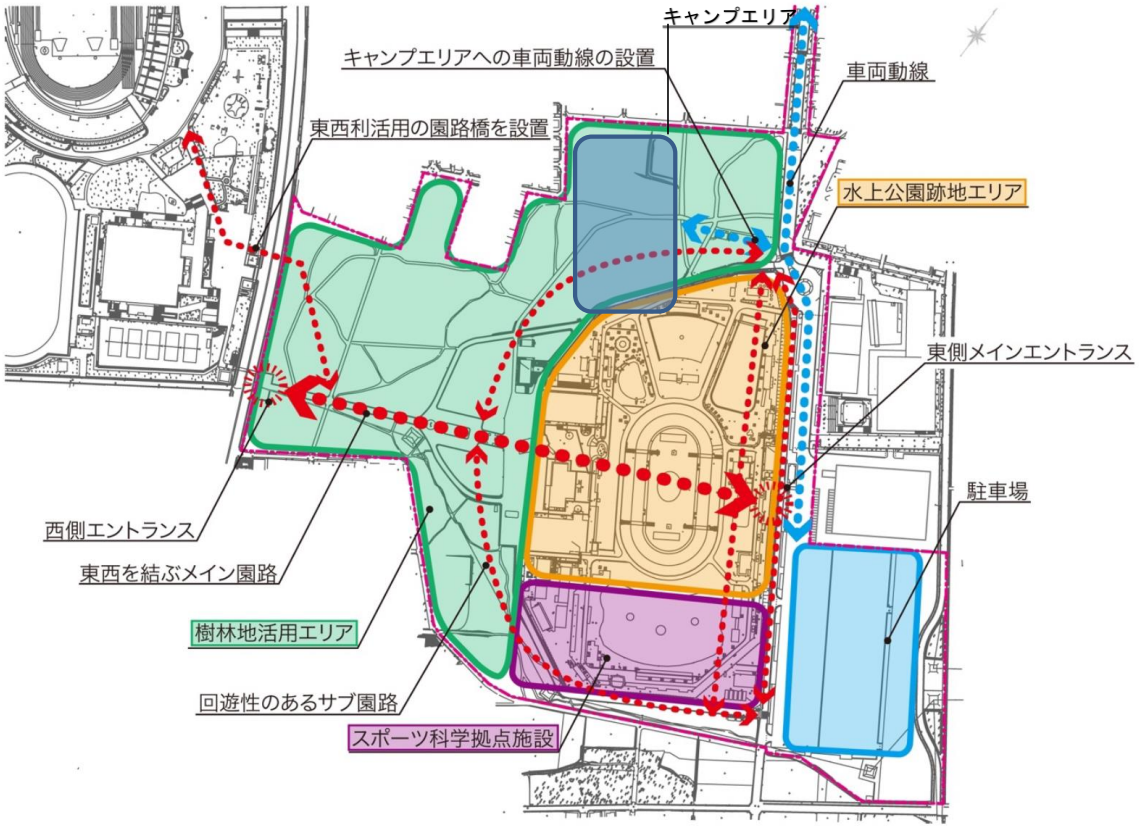

（2）上尾運動公園の目指す姿

上尾運動公園の再整備に当たっては、有識者からなる「さいたま水上公園のあり方検討委員会」において新たな公園の方向性を定め、求められる４つの核となる機能として「健康づくり」、「軽スポーツ・レクリエーション」、「リラクゼーション・癒し」及び「子育て支援」を定めています。

この主要４機能の展開のイメージには以下を掲げており、本事業でも遵守してください。

【主要４機能の展開イメージ】

①『健康プログラム活動やくつろぎのイメージ』－毎日がウェルネス－
～健康をテーマとした「食」や様々な「運動プログラム」による特色のあるサービスを展開～

②『時を忘れ家族・友人と楽しむにぎわいのイメージ』－水が織り成すエンターテイメント－
～夏場のにぎわいを演出、イベント時には噴水の水の動き・光・音を合わせた優美さ等を四季に合わせ展開～

③『季節の移ろいを五感で感じる癒しのイメージ』－全ての人が楽しみ、参加する－
～木漏れ日の「ヨガ教室」と「ノルディックウォーキング」、公園の四季を彩る「ガーデニング活動」や写真撮影など、利用者が思い思いの交流を展開～

④『偉大な大樹とのふれあい、たおやかな木々に包まれたやすらぎのイメージ』－緑の継承と活用－
～大樹の回廊でゆったりとした時間を過ごす森林浴や、自然の偉大さ、一体感を感じるアクティビティー、市街の森の中で人と自然の共生を展開～

■想定する公園施設例

また、スポーツ科学拠点施設に導入する施設と併せて、公園内に導入する機能に応じた施設の整備は、以下のように想定しています。

- 心と体の健康を育む多様なプログラムの展開
  心と体の健康をはぐくむ施設と誰もが参加できる多様なプログラム
- 水上公園の記憶を留め、四季を通じて楽しめる親水機能の導入
  多機能型の親水施設
- 親子で安心して、のびのびと遊べる子育て環境の導入
  自由に遊べる空間と施設、樹林地を活用した遊び場
- 心を癒し、都市を彩る感性の高い景観の創出と活用
  緩やかに起伏した芝地、景観を生かした休憩施設や飲食施設
- 県民が一度は訪れてみたいと思う魅力の導入
  魅力的な大型遊具や親水空間、健康づくり・スポーツ拠点機能を強化する施設
- 野外活動・遊び場等として樹林地の活用
  ファミリーで楽しめるアクティビティー、野外活動や森を生かした遊び場等
- 時代の要請に配慮した公園計画に対応
  インクルーシブな施設設計、防災機能、省エネルギーや新エネルギーの導入

出典：埼玉県「さいたま水上公園再整備事業の過年度検討状況について」
https://www.pref.saitama.lg.jp/a1105/saitamasuizyoukouen.html

5.　事業範囲

（１）　事業内容

ア．公園施設

① 公募対象公園施設の設計、整備及び管理運営
② 特定公園施設の設計、整備及び管理運営
③ 利便増進施設の設置及び管理運営
④ 公園の賑わい創出事業の実施

- 社会状況の変化に伴う多様なニーズに対応した公園整備及び管理運営を行うため、公募設置管理制度（以下、「P-PFI制度」という。）を活用し、本事業対象地に公募対象公園施設（収益施設）を設置するとともに、特定公園施設（園路や広場等の公園施設）の整備を行ってください。
- P-PFI制度を活用することにより、公園の魅力向上を図るとともに、公募対象公園施設による収益を還元し、特定公園施設の整備及び管理に係る県などの負担を低減してください。
- 公募対象公園施設の整備及び管理運営は、認定計画提出者の責任で行ってください。
  また、上尾運動公園東エリア（スポーツ総合センターを除く）の指定管理者となり特定公園施設を含めて管理運営を行ってください。なお、県では、本事業範囲の指定管理業務に公園西側を加えた公園全体の指定管理を検討しています。
- 利便増進施設の設置及び管理運営は、認定計画提出者の責任で行ってください。
- 公園整備、管理運営に留まらず公園の賑わい創出につながる事業も実施してください。

【施設分類別の整備施設及び種別】

分 類	整備施設	種　別
①公募対象公園施設	主に競技力向上のための必須施設	体力・形態測定室
		データ分析室
		相談室
		多目的トレーニング室
		ウエイトトレーニング室
		研修室・会議室
		スポーツ科学展示室
		更衣室、トイレ、事務室等
		体育館
		宿泊施設・レストラン
	その他の必須施設	メインアリーナ、ランニングステーション
	提案施設	運動施設（例：屋内プール、ドッグランなど）、休養施設（例：キャンプ場など）など
②特定公園施設	公園の基盤整備（必須施設）	園路・入口、ランニングコース、広場、敷地造成、樹木及び植栽、親水施設、遊具施設、ベンチ等、手洗い場・水飲み場、管理所及び管理施設、トイレ、案内板、インフラ、照明施設、放送設備、防災施設等、駐車場、雨水流出抑制
	提案施設	公募対象公園施設と一体的に整備することにより効率的な整備が図られる公園施設
③利便増進施設	提案施設	自転車駐車場、看板、広告塔

イ．スポーツ総合センター（都市公園区域外）

- スポーツ総合センターの利活用を含めた提案も可能とします。ただし、P-PFI制度の事業範囲の対象外となります。
- スポーツ総合センターの施設の一部を利用する場合は、施設に応じた賃借料をスポーツ総合センター管理者に支払う必要があります。
- スポーツ総合センターを改修するなどして利活用する場合は、それに伴う費用については、原則事業者の負担となります。
- 施設の概要については、添付資料添付２オ「スポーツ総合センター施設台帳」のとおりです。

（２） 役割分担

【官民の役割分担】

項目		公募対象公園施設	特定公園施設	利便増進施設
整備（設計等を含む）	施工者	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者 県（＊1）・上尾市（＊2）	県・上尾市（＊2） 認定計画提出者による一部負担あり	認定計画提出者
	許可等	認定計画提出者が 設置管理許可を受けて整備	協定を締結して 認定計画提出者が整備	認定計画提出者が 占用許可を受けて設置
管理運営	実施主体	認定計画提出者	指定管理者	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者 県（＊3）	県	認定計画提出者
	許可等	認定計画提出者が設置管理許可を受けて管理運営	指定管理者が県と協定を締結して管理運営	認定計画提出者が占用許可を受けて管理運営

＊1　P8【施設分類別の整備施設及び種別】①公募対象公園施設のうち「主に競技力向上のための必須施設（ただし体育館、宿泊施設・レストランを除く）」の整備費相当額、メインアリーナの整備費相当額の一部及び「競技力向上のために必要な測定機器（添付資料添付２エ「競技力向上のために必要な測定機器」）」の整備費を県が支払う。（P14-16 第3 2 (5)及び(6)に後述）

＊2　ランニングステーション（公募対象公園施設）及びランニングコース（特定公園施設）は、上尾市が整備費相当額を負担する。（P14-16 第3 2 (5)及びP19-22 第3 3 (4)に後述）

■上尾市が負担する上限額（想定）　　230,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

＊3　P8【施設分類別の整備施設及び種別】①公募対象公園施設のうち、体育館、宿泊施設・レストラン、その他の必須施設及び提案施設を県の事業で利用する場合、県は利用料を支払う。（P17 第3 2 (7)に後述）

（３） 事業期間

- 事業期間は基本協定締結の日から令和39年3月末までとし、~~ます。~~令和9年度中に供用開始をしてください。

  なお、P-PFIにおける公募設置等計画の認定の有効期間は、工事着手（設置管理許可日）から20年までとし、その後については、認定の有効期間終了前に改めて許可要件を満たしていることを確認し、都市公園法第５条第１項による許可による設置管理許可の更新を行うものとします。ただし、P-PFIにおける特例措置は適用外となります。

（４） 事業終了時

- 事業が終了する場合は、認定の有効期間又はその後の設置管理許可期間が満了するまでに、認定計画提出者の責任及び負担において、原則として公募対象公園施設は撤去し、原状回復して返還してください。原状回復の内容及び範囲については、原状回復を行う前に県と協議して決定することとします。

- 事業が中止された場合も同様とします。ただし、本県が次期事業者を選定し、認定計画提出者と次期事業者との間で、認定計画提出者が有する権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつ、これらの譲渡について本県が事前に同意した場合はこの限りではありません。
- 本事業期間の終了に伴い、改めて事業者を募集することになった場合において、本事業の認定計画提出者と同一の事業者が選定された場合、又は同一でない者が選定された場合においても、県と本事業の認定計画提出者及び新たな認定計画提出者との協議により、撤去しないことが可能となる場合があります。

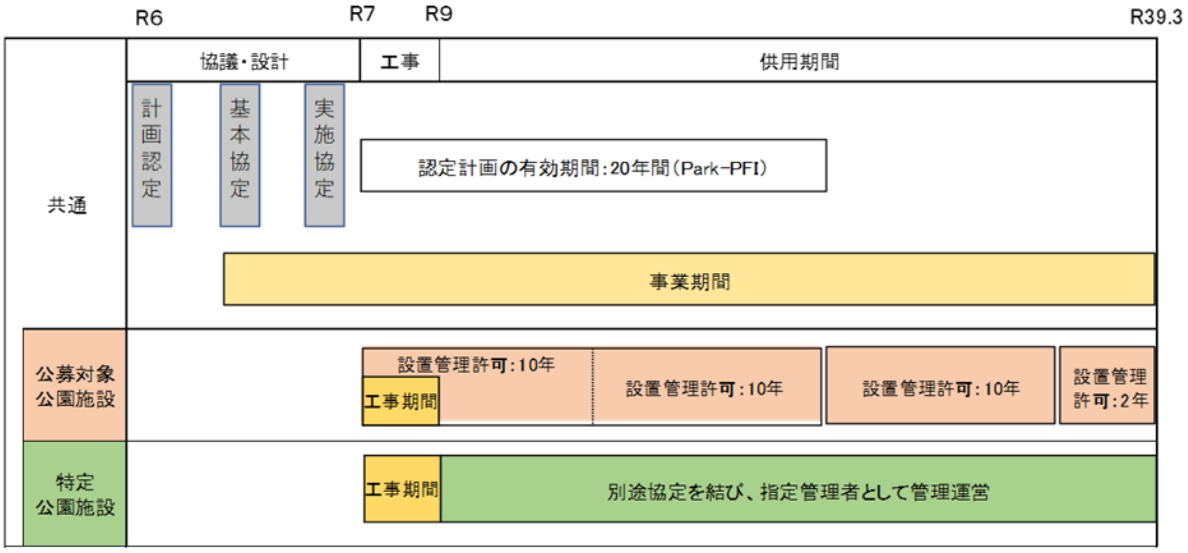

（５） 公募スケジュール（予定）

項目	時期
公募設置等指針等の公示	令和６年３月２９日
公募設置等指針等に対する質問受付	令和６年４月　８日～４月１５日
公募設置等指針等に対する質問回答公表	令和６年５月中旬
応募登録	令和６年５月２７日～５月３１日
事業者対話の申込	令和６年５月２７日～５月３１日
事業者対話の実施	令和６年６月１０日～６月１４日
事業者対話に対する回答公表	令和６年６月２８日
公募設置等計画等の受付	令和６年７月２２日～７月３１日
プレゼンテーション	令和６年８月
設置等予定者の選定	令和６年９月

（６） 事業スケジュール（予定）

項目	時期
設置等予定者の通知	令和６年１０月
公募設置等計画の認定・公示	令和６年１０月
基本協定の締結	令和６年１０月
実施協定の締結	令和６年１１月
特定公園施設建設・譲渡仮契約	令和６年１１月
特定公園施設建設・譲渡契約(＊)	令和６年１２月
認定計画提出者による工事	令和７年　７月頃～
指定管理者の指定(＊)	令和８年１２月

＊　特定公園施設建設・譲渡締結及び指定管理者の指定は、県議会における議決が必要であるため、時期が変更になる場合があります。

第３　公募対象公園施設等の設置等に係る事項

1. 共通事項

- 本事業は、公園、施設の整備、管理運営に留まらず、以下の項目について取り組み、本施設が多様なニーズに応え、賑わいを創出する魅力的な場となることを目指しています。
  - ア　国のHPSCと連携した、パラアスリートを含むアスリートの競技力向上
    - ・ アスリートの運動能力を可視化し、動作解析やゲーム分析などスポーツ科学の知見をフルに活用した競技力の向上
    - ・ デジタル技術を活用し、スポーツ科学に触れる機会を県民にも提供
  - イ　県民に愛され地域の誇りとなるよう、5,000席のアリーナを最大限に活用
    - ・ 多くの競技のプロスポーツが観戦でき、eスポーツなど多彩なイベントを楽しむ機会を提供し、多様で高品質な顧客体験価値を創出
    - ・ 競技力向上だけでなく、アリーナを核として観戦、宿泊、食事、体験など多様な機能を集積し公園全体の賑わいを創出
- 上記を踏まえ、認定計画提出者が本施設に相応しいと考える事業期間中のビジョンを示してください。
- 特定公園施設、公募対象公園施設及び地域が一体となった事業展開や、上尾運動公園西側施設や県立武道館、アイスアリーナ及び（公財）埼玉県スポーツ協会（以下、「県スポーツ協会」という。）をはじめとするスポーツ施設・団体等と積極的な連携について検討してください。あわせて、施設の特性を活かしたイベント等の開催及びプロモーション活動など、当該エリアの魅力を増進するためのソフト事業を提案してください。
- スポーツ科学拠点施設の効果的・効率的な運営を実施するため、添付資料添付１「役割分担表」を参考に県・県スポーツ協会と認定計画提出者は、相互に人材を輩出し組織をつくるなど、連携して施設の運営を行うものとします。
- また、県では、本事業範囲の指定管理業務に公園西側を加えた公園全体の指定管理を検討しています。
- 公園内の施設管理者からなる会議体を設置するなどし、競技力向上だけでなく、アリーナを核として観戦、宿泊、食事、体験など多様な機能を活かし公園全体の賑わいを創出できるよう、協力して運営に当たってください。
- 子供や女性、高齢者、障害者などの利用に配慮し、年齢・性別・障害の有無や程度を問わず誰もが利用できるユニバーサルデザインやインクルーシブの視点を持った施設及び運営体制としてください。
- 下請契約を締結する場合には、埼玉県内に本店又は建設資材を製造する工場を有する者の中から選定するよう努めてください。また、工事材料に係る納入契約を締結する場合には、埼玉県内に本店を有する者の中から選定するよう努めるとともに、調達する工事材料は埼玉県産とするよう努めてください。
- 「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】（国土交通省）」、「埼玉県福祉のまちづくり条例（埼玉県）」、「埼玉県都市公園条例（埼玉県）」を参照してください。
- 遊戯施設を設置する場合は「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第２版）」（国土交通省）、「遊具の安全に関する規準」（一般社団法人公園施設業協会）に基づく安全を確保してください。
- 施設の整備や運用については、「スポーツ施設向け障害者スポーツ受入マニュアル（埼玉県）」に沿って行ってください。

- 環境負荷及びライフサイクルコスト等の低減に寄与できるものとしてください。また、施設の工事、運営に当たっては、再生資材や再生品を優先的に使用するとともに、施設から生じる廃棄物については、分別回収を徹底し再資源化を図るなど循環利用に努めてください。さらに、飲食店や宿泊施設等で使用する消耗品などについては、環境配慮製品を積極的に取り入れるよう努めてください。
- 再生可能エネルギーや自然エネルギーなどの利用により、省エネルギー及び省資源の実現に努めてください。
- 上尾運動公園は、埼玉県地域防災計画に基づき防災活動拠点として、また、同公園及び県立武道館、スポーツ総合センターは、上尾市地域防災計画に基づき指定緊急避難場所及び指定避難所に指定されています。また、上尾運動公園（陸上競技場の外周近辺）が川島町の広域避難場所になっていますので、災害時利用にも配慮した施設としてください。

2. 公募対象公園施設の設置等に関する事項

（１） 公募対象公園施設の種類

- 公募対象公園施設は、都市公園法第５条の２第１項及び都市公園法施行規則第３条の３に規定されている休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、展望台又は集会所であって、当該施設から生ずる収益を特定公園施設の建設に要する費用に充てることができると認められるものとし、公園施設に該当しない施設は認めません。
- 公募対象公園施設として求めるものは、第2 5(1)ア.【施設分類別の整備施設及び種別】のとおりです。
- 提案施設を提案する場合は、上尾運動公園の整備計画に沿った公園施設である理由と共に提案してください。
- 都市公園は、一般公衆の自由な利用に供される公共施設であることから、周辺環境との調和に配慮した施設としてください。

（２） 公募対象公園施設の場所

- 公募対象公園施設は、第2 4(1)エ.ゾーニング及び動線計画（案）の配置イメージを参考に配置してください。
- 公園利用者の滞留等が周辺施設の利用に支障をきたさないよう配置し、周辺道路の通行に影響を及ぼさないよう施設の配置等に留意してください。

（３） 公募対象公園施設の設置又は管理の開始の時期

- 公募対象公園施設の設置管理許可の開始時期については、公募対象公園施設の工事開始の日とします。

（４） 公募対象公園施設の使用料の額の最低額等

- 認定計画提出者は、設置する公募対象公園施設の設置許可面積に対して、埼玉県都市公園条例第17条に基づき自ら提案した土地使用料単価を乗じた額を、土地使用料として県に支払ってください。なお、設置許可面積には施設の建築面積以外に、有料の屋外遊戯施設や、カフェを設置した際のオープンテラスなど公募対象公園施設の利用者のみを対象とした屋外部分の面積も含みます。設置許可面積の決定に当たっては、設計協議を経て、認定計画提出者から最終的な計画内容を踏まえて県が決定します。
- 土地使用料単価は、以下の最低額以上としてください。複数の公募対象公園施設を設ける

場合も、土地使用料の提案は一律としてください。

■土地使用料単価の最低額： 935 円／㎡・月（令和６年３月末時点）

- 県又は上尾市が費用の一部を負担する主に競技力向上のための必須施設（体育館、宿泊施設・レストランを除く）、メインアリーナ、ランニングステーションについては、土地使用料を免除します。なお、これらの施設と他の施設を合築する場合には、別途協議します。
- 土地使用料については、特定公園施設の一部について指定管理を受けずに管理する場合、その管理料に相当する額について減額又は免除することがあります。
- 公募対象公園施設で使用する上下水道・ガス・電気等の地下管路を、設置許可範囲外に敷設する場合は占用許可を受け、埼玉県都市公園条例に定める金額を県に納入してください。

（５） 公募対象公園施設の施設条件

ア．公園施設として設けることができる建築物の建築面積の制限

- 本事業で整備する施設の許容建築面積は、上尾運動公園全体の敷地面積を基に以下のとおりです。

施設種別	許容建築面積の基準上限	既存施設の建築面積	既存施設	本事業での許容建築面積
休養施設 運動施設 教養施設	10%（＊）	23,127㎡	【公園東側】 武道館 アイスアリーナ 【公園西側】 陸上競技場 体育館	13,977㎡
便益施設	2%	1,286㎡	便所など	6,134㎡

＊　埼玉県都市公園条例第１条の４の規定による特例

- 公園施設として設けることができる運動施設の敷地面積の制限は、以下のとおりです。

施設種別	敷地面積の上限	既存の運動施設の敷地面積	既存施設	本事業での許容敷地面積
運動施設	50%	78,076㎡	【公園東側】 武道館、アイスアリーナ 【公園西側】 陸上競技場、補助陸上競技場、体育館、テニスコート、ジョギングコース、走り幅跳びコース、運動倉庫	107,424㎡

- 有料の屋外遊戯施設やカフェを設置した際のオープンテラスなど、建築面積が発生しない公募対象公園施設についての面積の上限は設けませんが、都市公園が一般公衆の自由な利用に供される公共施設であることに鑑みた規模の提案としてください。
- 設置する公募対象公園施設は、各種法令に適合した建築物等としてください。
- 設置した施設及び設備等は、認定計画提出者が事業期間中所有してください。建物については、自己名義で所有権の登記をすることが可能です。第三者への転売、譲渡等、所有権

の移転はできません。（都市公園法第５条の８に基づき、県の承認を受けて、別の民間事業者に認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位を承継する場合を除く。）
- 配置計画及びデザインは、公園の景観や緑と調和するものとしてください。
- 階数及び構造等の制限は都市計画法等によりますが、敷地の境界、建物の入口、内装等については、来園者が利用しやすい形状にするとともに、公園との連続性に配慮してください。

イ．インフラ（上下水道、電気、ガス等）

- 施設に必要なインフラは、認定計画提出者の負担により、各インフラ管理者と協議の上整備してください。原則として特定公園施設や公園の既存のインフラとは独立して設置してください。
- インフラ整備に伴い新たな引き込み等を行う際は、認定計画提出者が各インフラ管理者と協議を行い、負担金等が必要となる場合は、認定計画提出者が当該負担金等を負担してください。

ウ．導入必須施設

（ア）　主に競技力向上のための必須施設

- 主に競技力向上のための必須施設（体育館、宿泊施設、レストランを除く）には、以下の種別及び想定規模を目安とした広さの諸室を設置してください。
- その他の公募対象公園施設と合築することも可能です。

【想定規模】

整備施設	種　別	想定規模（目安）
主に競技力向上のための必須施設（体育館、宿泊施設、レストランを除く）	体力・形態測定室	190㎡
	データ分析室	50㎡
	相談室	20㎡
	多目的トレーニング室	300㎡
	ウエイトトレーニング室	150㎡
	研修室・会議室	400㎡
	スポーツ科学展示室	170㎡
	更衣室、トイレ、事務室、倉庫	600㎡

- 県では、スポーツ科学拠点施設が「ハイパフォーマンススポーツセンターネットワーク連携機関」となることを目指しています。認定計画提出者は、そのために必要となる設備を整備してください。
- 主に競技力向上のための必須施設内に整備する、アスリートの競技力向上のために必要な測定機器の例は添付資料添付２エ「競技力向上のために必要な測定機器」のとおりです。

（イ）　メインアリーナ

- メインアリーナは、屋内スポーツの公式戦を開催できる施設を想定しており、観客席5,000席以上を設けてください。
- 大型映像ビジョン（アリーナ内天井吊り４面、壁面４箇所）、興行等の際に効果的な演出が可能な照明・音響・送出設備を設けてください。
- 観客席の一部は可動式とし、多様な空間活用を可能としてください。
- 観客席数やアリーナなどの施設や常設する設備の規模や規格については、プロスポーツチ

ームのホームアリーナとして利用することが可能となるように、アリーナ競技のプロリーグ規程を踏まえた上で設定してください。

（ウ） 体育館

- 体育館は、1,300㎡以上としてください。
- 動作分析、ゲーム分析を行える環境を整えるとともに、メインアリーナで大会が開催される際のサブアリーナとしての機能を持たせてください。

（エ） 宿泊施設・レストラン

- 公園利用者を対象とした宿泊施設・レストランを整備してください。
- 宿泊施設は、100人以上が収容できる施設とします。また、学校やスポーツ団体の利用にも配慮した部屋割りとしてください。
- レストランについては、アスリートの食生活管理、栄養指導等が行える機能を持たせてください。

（オ） ランニングステーション

- ランニングステーションは、シャワー室、更衣室、トイレ、ロッカーなどを完備してください。
- その他の公募対象公園施設と合築することも可能です。

エ．提案施設

- 公園全体の魅力向上のため、必須施設以外の公園施設を提案することができます。
- 樹林地などで植栽の伐採が必要な場合でも極力最小限に抑え、樹林地を活かした施設としてください。
- 上尾市から「屋内プールが設置された場合は、市内の小中学校の水泳授業等の利用について業務委託を行う。」との申し出があったことから、提案施設の１つとして屋内25mプールが整備されることを期待しています。整備した場合、上尾市から業務を受託し、適切に実施してください。

（６） 県が支払う整備費相当額の上限額

- 県が整備を必須としている公募対象公園施設の整備費相当額については、以下の金額を上限として、認定計画提出者に対して供用期間中に平準化して支払います。

①主に競技力向上のための必須施設（体育館、宿泊施設・レストラン除く）
県の負担上限額　　上限額　1,006,530,000円（消費税及び地方消費税を含む）

②競技力向上のために必要な測定機器（更新、保守点検費用含む）
県の負担上限額　　上限額　　973,050,000円（消費税及び地方消費税を含む）

③メインアリーナの整備費相当額の一部
（メインアリーナの面積拡大に伴う経費（＊）、ロールバックチェア2,000席分、
大型映像ビジョン、演出照明・音響設備、送出設備の整備費相当額）
県の負担上限額　　上限額　9,768,390,000円（消費税及び地方消費税を含む）

＊　「埼玉県スポーツ科学拠点施設整備事業基本計画」において、3,000席以上としていたメインアリーナの規模を5,000席以上に変更したことから、この変更に伴うアリーナ

の面積増加分の費用として県が負担します。

- 認定計画提出者は、①主に競技力向上のための必須施設に係る整備費相当額、②競技力向上のために必要な測定機器に係る整備費相当額、③メインアリーナの整備費相当額の総額及び県に負担を求める額を提案してください。
- 県が負担する額は、設計協議を経て、認定計画提出者から提出された最終的な設計内容とその整備費相当額の内訳について、県がその数量、単価設定等が適切かを精査・確認した上で、県と認定計画提出者で協議し、決定します。

（７） 施設を県が利用する場合の利用料

- 県は、Ｐ８【施設分類別の整備施設及び種別】①公募対象公園施設のうち、体育館、宿泊施設・レストラン、その他の必須施設、提案施設を県の事業で利用する場合、県は利用料を支払います。

（８） プロフィットシェアリング

- 認定計画提出者は、毎事業年度の利益（税引前当期利益）が~~期に収受した運営収入において~~、事業提案~~時書に記載された計画以上~~の利益（税引前当期利益）を上回る~~収入（当期の運営収入から提案時の予定当期運営収入を差し引いた金額をいい、以下、「増加収入」という。）が得られた~~場合については、別途協議によって定める算定方法に従い、~~増加収入~~利益（税引前当期利益）の一部を県に支払うものとします。なお、詳細については、添付資料添付２カ「プロフィットシェアリングの考え方」に基づき、認定計画提出者の提案を受け、実施協定締結の時点において具体的に定めるものとします。

（９） 公募対象公園施設の設計・建設に関する条件

ア．設計に関する条件

- 公募対象公園施設の設計・工事に必要な各種法令に基づく許認可等は、認定計画提出者が取得してください。

イ．建設に関する条件

（ア） 工事について

- 工事着手前に県から都市公園法第５条の規定に基づき必要となる設置管理許可を受けてください。
- 工事計画について、県と協議を行った上で、できるだけ速やかに整備を行ってください。
- 工事の施工に当たっては、特に次の事項について県及び上尾市の指示に従ってください。
  - 防音対策
  - 交通安全対策
  - 工事車両の搬出入経路
  - 工事騒音や振動
  - その他必要となる事項
- 工事に際しては、認定計画提出者の責任で近隣住民等を対象に説明を行ってください。

（１０）公募対象公園施設の管理運営に関する条件

- 認定計画提出者の責任で管理運営を行うものとします。

- 公募対象公園施設の運営に当たっては、各種法令を遵守するほか、県からの公園管理に係る指導、指示に従ってください。
- 営業に必要な各種法令に基づく許認可等は認定計画提出者が取得してください。
- 持続的に運営可能な事業計画としてください。
- ホスピタリティある質の高いサービスを提供してください。
- 特定公園施設と一体的に魅力増進を図れるような管理及び運営内容としてください。

ア．サービス内容

- 公募対象公園施設は、公園特性や利用状況、来園者のニーズを把握し、公園利用者にとって魅力あるサービスを提供するものとしてください。
- アルコール類の提供は可能ですが、必要な許認可等は認定計画提出者の責任及び費用負担で取得してください。
- ただし、サービスは以下の（ア）から（ウ）に該当しないものとします。

（ア）公園との関連性が低く、県が必要とみなすことができないと判断するもの
（例）公園利用に関係のない物品、公園で利用するには危険を伴う物品の販売等
（イ）公園管理上及び公園周辺に特に支障を与えるおそれがあるもの
（例）騒音や悪臭など周辺環境を著しく損なうもの、周辺に危険が及ぶおそれがあるもの等
（ウ）政治的又は宗教的な内容を取り扱うもの

イ．車両の搬出入

- 材料の搬入やごみの搬出等に当たっては、公園管理に支障がないよう、車両の大きさや時間、搬入路等を制限することがあります。また、園路に長時間車両をとめることのないよう、搬入スペース等を設けてください。

ウ．廃棄物処理

- 施設の運営に伴う廃棄物の処理（保管、搬出、処分等）は、認定計画提出者の責任において法令に則り適正に行ってください。

エ．その他

- 営業時間の変更や店舗の改装などの変更を行う場合は、事前に県と協議してください。
- 施設、機器等の不備又は施設管理上の瑕疵により公園施設又は第三者に被害を及ぼしたときは、速やかにその補填をし、又は賠償の責に応じてください。そのため、施設賠償保険などリスクに応じた保険に加入してください。
- 公募対象公園施設への愛称又は命名権（ネーミングライツ）の付与に関しては、事前に県と協議してください。なお、命名権の権利料は設置管理許可を受けた者が収受するものとします。

3. 特定公園施設の設置等に関する事項

（1） 特定公園施設の範囲

- 特定公園施設の建設範囲は、事業区域から公募対象公園施設及びスポーツ総合センターを除いた範囲とします。

（２） 特定公園施設の整備にかかる費用

- 特定公園施設の整備に要する初期費用は認定計画提出者が資金調達し、特定公園施設の整備をしてください。当該費用は、公募対象公園施設や利便増進施設から見込まれる収益等と県及び上尾市からの負担により賄うこととします。
- 認定計画提出者は、①特定公園施設の建設に要する費用の見込額、②公募対象公園施設、利便増進施設から見込まれる収益等からの充当額、③県に負担を求める額を提案してください。ただし、②公募対象公園施設、利便増進施設から見込まれる収益等からの充当額は、①特定公園施設の建設に要する費用の見込額の１割以上とし、できるだけ県負担を低減する提案としてください。
- なお、P-PFIの支援制度として創設された「官民連携型賑わい創出事業」（社会資本整備総合交付金）を活用することを想定しており、特定公園施設の整備に対する県の負担額が、県の積算額に対して９割以内となることを条件としています。
  本事業においては、特定公園施設の整備に要する費用（設計費・工事監理費等含む）の上限は3,600,000,000円とし、県が負担する費用の上限は以下の金額とします。
  ■県が負担する特定公園施設の整備費用（設計費・工事監理費等含む）
  県の負担上限額　　上限額　3,240,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- 認定計画提出者が提案した任意提案施設は、全額認定計画提出者負担とします。
- 県が負担する額は、設計協議を経て、認定計画提出者から提出された最終的な設計内容とその工事費内訳について、県がその数量、単価設定等が適切かを精査・確認した上で、県と認定計画提出者で協議し、決定します。
- 公園施設の建設に要する費用には、旧プール施設の存置されている杭基礎、排水管、構造物、フェンス等の撤去が必要な場合の除却費を含むため、提案額は撤去費を加えた額としてください。なお、公園施設に影響がない場合や再利用が可能な場合は、撤去は必要ありません。

（３） 県による特定公園施設の管理運営費用の負担

- 指定管理業務に係る管理運営費用は、特定公園施設からの収益等を差し引いた額を県が指定管理者へ支払います。

（４） 特定公園施設の施設条件

ア．共通事項

- 特定公園施設の調査・測量・設計・工事は全て認定計画提出者が行うものとします。
- 上尾運動公園全体の利活用や公園の利便性の向上を図るため、公園西側と東側を結ぶ東西連絡橋、国道17号からの車両出入口については、県で設計及び工事を行う予定です。
- 特定公園施設の建設に必要な各種法令に基づく許認可等は、認定計画提出者が取得してください。
- 公園全体の機能的連携、維持管理に配慮した配置計画としてください。
- 特定公園施設を公募対象公園施設と合築することも可能としますが、公募対象公園施設の範囲と特定公園施設の範囲を明確に区分するとともに、公募対象公園施設と特定公園施設を分離して撤去可能な構造としてください。

イ．提案必須施設

公園の基盤整備

園路・入口	• 武道館など隣接する施設とのアクセスに配慮しつつ、メインエントランスを整備し、園内の回遊性や公園施設へのアクセス性に配慮した園路・入口を整備してください。 • 舗装材は雨の日でも滑りにくい素材としてください。 • 管理車両及び緊急車両の通行を想定し、車両通行に対応した幅員や舗装仕様等とするとともに、歩行者の安全等に配慮した計画としてください。 • 園路・入口の構造等は、災害拠点や避難場所としての利用も踏まえたものとしてください。 • ランニングコースと調和のとれた園路を整備してください。
ランニングコース	• 上尾運動公園西側で活発に行われているランニングやウォーキングについて、国道17号により分断されている公園西側と公園東側が東西連絡橋で一体化されることを想定し、東エリアにランニングコースを整備してください。 • 舗装材はランニングなどに適した舗装としてください。
広場	• 災害拠点や避難場所となり、平時では様々なイベントに活用でき、憩いの場所となるような芝生広場を整備してください。 • 多様なスポーツ利用等が行える多目的広場（人工芝）を整備してください。
敷地造成	• 敷地の現況は添付資料添付２「事業実施条件」を参照してください。 • 公園内はできるだけフラットあるいは緩やかな勾配になるように整備してください。ただし、構造上やむを得ない場合、あるいは地盤の勾配を活かすことでより魅力的な空間を提案できる場合（バリアフリー化が必要な園路部分は除く）などはこの限りでありません。 • 公園と隣接道路（歩道）の高低差をできるだけ緩和し、隣接道路（歩道）から公園内へのアプローチを考慮した敷地造成を行ってください。 • 敷地造成に当たっては、排水機能の確保に十分配慮してください。
樹木及び植栽	• 樹木の老齢化や大径木化が進行していることから、樹木の持つ機能や効用の増進と公園利用者等の安全・安心を確保するため、必要に応じて伐採・剪定・下草刈りなど樹林地の整序を行ってください。 • 既存樹木を活かした施設の配置や公園運営に配慮してください。 • 周辺の緑地や自然環境に配慮するとともに、建物や園路からの景観に配慮したランドスケープデザインを設計してください。 • 植栽地盤はがれき等のない土を使用し、樹木等に必要な土壌深さを確保してください。
親水施設	• さいたま水上公園のレガシーとして、子どもが水に親しめ維持管理にも配慮した親水施設を設置してください。

遊具施設	• 利用する子どもの年齢構成や遊びの形態を想定して種類・規模を設定し設置してください。 • 広い年齢層や障害者等の利用を踏まえたインクルーシブ遊具広場を設置してください。 • 遊具の配置においては、安全領域、動線の交錯、遊具の向き、その他障害物等について配慮してください。さらに、エリア内又は周辺には休憩施設や授乳室、トイレなどが配置されるよう配慮してください。 • 幅広い年齢層が楽しめる運動施設も含みます。
ベンチ等	• だれもが休憩等の用途で利用できる、ベンチ等を設置してください。
手洗い場・水飲み場	• だれもが手洗いや水分補給等の用途で利用できる、手洗い場・水飲み場を設置してください。
管理所及び管理施設	• 公園利用に関する総合的な案内窓口となる管理拠点（以下、「管理所」という。）を設置してください。なお、管理所は、認定計画提出者が提案し、県と協議の上決定する指定管理業務を遂行するための機能を満たす必要があります。他の施設との合築も可です。 • 公園管理に必要な施設を整備してください。
トイレ	• 公募対象公園施設とは独立して、２箇所以上設けてください。ただし、公募対象公園施設内に、公募対象公園施設を利用しない公園利用者も利用できるトイレを整備する場合は、特定公園施設として１箇所トイレを整備すればよいものとします。 • 高齢者や障害者、ジェンダーに配慮した、誰でも快適に利用できるものでかつ耐久性がありメンテナンスしやすい構造としてください。
案内板	• 利用者が認識しやすい位置に総合案内板及び公園内の施設や公共交通機関などの行き先を示す誘導表示等の案内板を設置してください。
インフラ（上下水道・電気・ガス等）	• 周辺の地下埋設物の状況については、添付資料添付２「事業実施条件」を参考とし、各インフラ管理者の担当窓口で確認してください。 • その他電気、ガスなど必要となるインフラについては、認定計画提出者が各インフラ管理者と調整し、県と協議の上、公園区域外から直接引込工事を行ってください。
照明施設	• 夜間も安全で魅力的な空間となるよう照明施設を提案してください。 • 入口表示灯を避難入口付近に設置してください。 • 防犯や安全性に配慮した照度を確保してください。
放送設備	• 園内放送用の放送設備を計画してください。防災用放送設備としても使用できるものとしてください。
防災施設等	• 現状、マンホールトイレ、耐震性貯水槽、太陽光パネル付照明、非常災害用井戸、かまどベンチが設置されていますので、新設も含め活用してください。
駐車場	• 公園の再整備により駐車場の不足や周辺道路の混雑が想定されることから、駐車場の有料化や公共交通機関の利用促進、帰りの時間を分散化させるなど渋滞緩和につながる工夫を検討してください。 • 駐車場が不足すると見込まれる場合は、不足台数の駐車場を整備してください。

	• 駐車場を有料化する場合は、他の施設（県立武道館、アイスアリーナ、スポーツ総合センターや近隣の民営駐車場等）に配慮した価格設定や運用をしてください。 • 障害者等用駐車スペース及び思いやり駐車スペースを確保してください。
雨水流出抑制	• 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例により、雨水流出抑制施設を設置してください。なお、プール跡地を対象範囲とした場合、雨水流出抑制施設の必要量は1,700㎥規模を想定しています。 • なお、雨水流出抑制施設の必要量については、県及び上尾市担当窓口で確認してください。

ウ．任意提案施設

- 県が提案必須としている特定公園施設の他、公募対象公園施設と一体的に整備することにより効率的な整備が図られる、都市公園法第２条第２項及び同法施行令第５条に適合する公園施設を提案することができます。

（５） 特定公園施設の設計・建設に関する条件

ア．特定公園施設の設計

- 認定計画提出者は、設計協議期間に特定公園施設の設計図書、工事工程表等を県に提出し、承諾を得てください。
- 設計の内容と提案内容に相違がある場合、県は認定計画提出者に修正を求める場合があります。
- 認定計画提出者は、やむを得ない理由により、提案内容を変更する必要が生じた場合は、県と協議の上、提案主旨に逸脱しない範囲で変更できるものとします。
- 特定公園施設の設計に当たっては、県制定の「埼玉県土木設計業務共通仕様書」、「埼玉県建築設計業務委託共通仕様書」を参考にしてください。
- 各種施設設計に当たっては、最新の関係法令等に準拠してください。
- 県は特定公園施設の設計図書の内容が、県の設計基準に満たないと判断した場合や、意匠、構造等、維持管理等が支障となる恐れがある場合は、認定計画提出者の責任及び費用において修正することを求めることができるものとします。
- 構造計算書等、設計の根拠資料を県に提出してください。
- 特定公園施設の設計に当たっては、「都市公園技術標準解説書（令和元年度版）」に基づいた設計としてください。
- 整備後の管理修繕費の低減に配慮した計画としてください。

イ．特定公園施設の工事

- 認定計画提出者は工事着手前に、工事現場の運営・管理等を行う工事責任者を設置して、県に報告してください。
- 建設に際しては、工事の施工に関する法令及び県が定める「埼玉県土木工事共通仕様書」、「埼玉県建築工事特別共通仕様書」、「埼玉県電気設備工事特別共通仕様書」、「埼玉県機械設備工事特別共通仕様書」並びに国土交通省が設定している公的基準等に従って施工してください。ただし、共通仕様書、適用図書のうち、この工事に該当しない工

種・項目等については適用しないものとします。
- 認定計画提出者は特定公園施設の建設後、県に完了報告を行うと共に、整備した特定公園施設について県の完了検査を受けてください。
- 検査合格後は県へ引渡してください。引渡しに伴う諸条件については、実施協定及び特定公園施設建設・譲渡契約書で定めます。
- 特定公園施設に瑕疵があるときは、県は認定計画提出者に瑕疵の補修又は損害賠償を求めることができるものとします。詳細は実施協定で定めます。
- 上記に定めのない場合は、県と協議の上、適切に施工してください。

（６） 特定公園施設の管理運営に関する条件
- 指定管理業務に係る管理運営（自主事業を含む）に関する経費は、県から支払う指定管理料のほか、公募対象公園施設及び利便増進施設からの収益等の還元を想定しています。
- 施設内の維持管理について、実施範囲及び実施内容を提案してください。維持管理の水準については、別途定める特定公園施設の管理運営要綱を踏まえ提案してください。実施に当たっては、事前に県と協議を行ってください。
- 管理運営経費について、業務ごとの費用内訳も提出してください。費用内訳には年度毎で必要な修繕費を必ず含めてください。
- 指定管理料は、指定管理者選定前に提出する事業計画書において提示のあった金額に基づき、年度ごとに予算額の範囲内で指定管理者と協議を行い、年度協定を締結して支払います。なお、経費の不足分は、指定管理者の負担となります。県は年度ごとに予算要求を行い、県議会の議決をもって次年度の予算額を確定します。
- その他、施設の修繕や指定管理料を用いない事業については、別途定める特定公園施設の管理運営要綱を参考に行ってください。
- 公募対象公園施設と一体的に魅力増進を図れるような管理、運営内容としてください。

4. 利便増進施設の設置に関する事項

（１） 看板又は広告塔
- 認定計画提出者は、事業対象地内に、地域における催し物に関する情報を提供するための看板又は広告塔（以下、「看板等」という。）を提案により設置することが可能です。
  文化、芸能、スポーツイベントの告知等地域における催しに関する情報の提供を主たる目的として設置されるもので、地域住民の利便の増進に資するものとします。
  なお、上記の看板等から得られる収入は認定計画提出者の収入とすることが可能です。
- 設置場所や規模等については、認定計画提出者の提案により関係機関との協議の上決定するものとします。
- 設置に当たっては、設置管理許可の範囲外に設置する場合は占用許可を受け、埼玉県都市公園条例に定める金額を県に納入してください。

（２） 自転車駐車場（コミュニティサイクルポート）
- 園内に公園利用者の利便性向上に資する自転車駐輪場（コミュニティサイクルポート）を設置することが可能です。ただし、地元市の関係機関等との協議が整った場合において設置することができます。
- 自転車駐車場（コミュニティサイクルポート）から得られる収入は認定計画提出者の収入

とすることが可能です。

- 設置場所や規模等については、認定計画提出者の提案により協議の上、決定するものとします。
- 設置に当たっては、設置管理許可の範囲外に設置する場合は占用許可を受け、埼玉県都市公園条例に定める金額を県に納入してください。

（３） 占用許可使用料

■利便増進施設の占用許可使用料：56円／㎡・月（令和６年３月末時点）

5. 都市公園の環境の維持及び向上措置

- 認定計画提出者から県への特定公園施設の引渡しが完了し、供用を開始する日から、認定計画提出者は、指定管理者として上尾運動公園東側の維持管理運営を行っていただく予定です。指定管理者の管理運営業務の対象となる範囲は、事業対象地のうち、公募対象公園施設、県立武道館、アイスアリーナ、スポーツ総合センターを除いた範囲とします。
- 認定計画提出者は、指定管理業務として、別途定める特定公園施設の管理運営要綱を参考に業務を行ってください。
- 認定計画提出者より書類提出の上、外部委員を含む指定管理者選定委員会において、条例で定める指定の基準に照らし、提案内容が適切であり、申請団体が指定管理者にふさわしいしいことを審査し、指定管理者の候補者として選定します。その後、県議会での議決を経て指定管理者の指定を行います。

（１） 業務の委託

- 認定計画提出者は、指定管理業務の全部又は主たる部分を再委託することはできません。ただし、認定計画提出者が直接処理することが困難な場合又は委託することが本業務の遂行上合理的と認められる場合で県の承認を受けたものについては、この限りでありません。

（２） 指定の取消し等

① 指定の取消し及び業務停止命令

- 認定計画提案者が県の指示に従わないとき、その他次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

ア 認定計画提出者が、条例、規則、協定及び関係法令に違反したとき

イ 認定計画提出者が、正当な理由なく業務を履行しないとき、又は指定期間中に履行する見込みがないと県が判断したとき

ウ 認定計画提出者が、業務の履行にあたり、県の指示に従わず、又は県の職員の職務の執行を妨げたとき

エ 認定計画提案者（認定計画提案者が共同事業体であるときは、その構成団体のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき

（ア）役員等（認定計画提案者が個人である場合にはその者を、認定計画提案者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等

に関する法律（平成3年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）であると認められるとき

（イ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき

（ウ）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき

（エ）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき

（オ）役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

（カ）再委託契約その他の契約（以下、「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方が（ア）から（オ）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

（キ）認定計画提案者が、（ア）から（オ）までのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（（カ）に該当する場合を除く。）に、県が認定計画提案者に対して当該再委託契約等の解除を求め、認定計画提案者がこれに従わなかったとき

オ　認定計画提出者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難と判断されるとき

カ　その他認定計画提出者が管理を継続することが適当でないと県が認めるとき

② 指定の取消し及び業務停止命令

- ①に基づき、県が指定の取消し又は業務停止命令を行った場合は、必要に応じて、認定計画提出者は当該年度の指定管理料の全部又は一部を返還するとととともに、あらかじめ協定書において定められた額を違約金として県に納付しなければなりません。また、認定計画提出者に損害、損失又は増加費用が生じたとしても県はこれを負担しません。

（３） その他の指定管理業務に関する事項

別途定める特定公園施設の管理運営要綱を参考に行ってください。

第４　審査及び選定に関する事項

1. 公募の実施に関する事項等

（１） 応募者の構成と役割

ア　公募設置等計画の提出は、法人又は複数の法人により構成するグループに限ります。なお、グループを構成する法人（以下、個別に又は総称して「構成団体」という。）の中から「代表構成団体」を定めるものとします。

イ　公募設置等計画を提出しようとする法人（以下、「応募法人」という。）又はグループ（以下、「応募グループ」という。）は、指針に定める事項に沿って公募設置等計画を作成してください。

ウ　応募法人又は構成団体以外の者が以下の業務を実施する場合、これらの者を「協力者」とします。

①公募対象公園施設の整備及び管理運営
②特定公園施設の整備及び管理運営
③利便増進施設の設置及び管理運営
④公園の賑わい創出事業の実施

エ　応募法人及び応募グループを総称して「応募者」とします

＜応募者等の構成と役割＞

	応募者			協力者
	応募法人	応募グループ		
		代表者	構成団体	
公募設置等計画の提出者	○		－	－
県との基本協定の締結主体	○		－	－
都市公園法に基づく公園施設 公園施設設置許可の申請主体	○		－	－
ウ.①～④の業務を実施する者	○		○	○
ウ.①～④に基づく県との その他契約の締結主体	○		－	－

（２）応募資格

応募者は、以下に掲げる項目を全て満たしてください。

- 公募対象公園施設又は特定公園施設の建築物の設計業務の役割に当たる応募法人、構成団体又は協力者のうち少なくとも１者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- 特定公園施設の計画及び設計に関し、技術士（都市及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する技術者を配置した体制を確保すること。
- 公募対象公園施設又は特定公園施設の建設業務の役割に当たる応募法人、構成団体又は協力者のうち少なくとも１者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定に基づく建築一式工事、土木一式工事、造園工事について建設業の許可を受けていること。

- 公募対象公園施設のうち、アリーナの運営管理業務の役割に当たる応募法人、構成団体又は協力者のうち少なくとも１者は、アリーナ又は類似する施設の運営、管理実績を有すること。
- 特定公園施設の運営管理業務の役割に当たる応募法人、構成団体又は協力者のうち少なくとも１者は、都市公園又は都市公園と類似した施設の運営管理実績を有すること。
- 事業の推進にあたり、事業全体の統括、構成団体及び協力者間の連絡調整、県その他関係者との調整窓口等を担う事業統括責任者（プロジェクトマネージャー）を定め、その者を配置した体制を確保すること。

（３） 欠格事項

応募法人又は応募グループの構成団体、協力者が以下のいずれかの項目に該当する法人等は応募することはできません。また、応募後、基本協定締結までに該当した場合は応募資格を失うものとします。

- 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てを受けている法人
- 当該法人の設立根拠法に規定する解散又は精算の手続きに入っている法人
- 地方自治法施行令第167条の4に該当する法人
- 指針の公示日から、設置等予定者決定通知日までの間に、国又は地方公共団体から指名停止を受け、当該指名停止期間を経過していない法人
- 最近の３年間において、法人税、本店所在地の法人市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のある法人（徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなします）。
- 応募法人又は応募グループの構成団体、協力者が次のいずれにも該当しないこと。
  - **ア** 事業者等（個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）であると認められる。
  - **イ** 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
  - **ウ** 事業者等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる。
  - **エ** 事業者等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる。
  - **オ** 事業者等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
  - **カ** 下請け契約又は資材、原材料の購入その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当事者と契約を締結したと認められる。
  - **キ** 本事業において、アドバイザリー業務に関与した株式会社三菱総合研究所、株式会社ランド、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業及びこれらの企業と資本面又は人事面

で関係のある者

※「資本面において関係のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関係のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

ク 審査委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本面若しくは人事面で関係のある者であること。

（４） 失格事項

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

- 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 本指針に違反又は著しく逸脱した場合
- 提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合
- 選定審査に関する照会、要求等を申し入れた場合
- その他、不正行為があった場合

（５） その他の応募条件

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

- 応募法人又は応募グループの構成団体、協力者は、他の応募法人又は応募法人の協力者、他の応募グループの構成団体又は協力者となることはできません。
- 応募登録後の応募法人の協力者並びに応募グループの構成団体及び協力者の変更は認めません。ただし、提案内容を実現するにあたり、業務遂行上支障がないと本県が判断した場合、変更を認めることがあります。この場合、本県は必要に応じ、書類の再提出等を求めます。

2. 応募の手続き

（１） 公募設置等指針の公示

①配布期間

令和６年３月２９日（金）から

②公示方法

埼玉県県民生活部スポーツ振興課ホームページ（「15. 問合せ先」）よりダウンロードしてください。指針に変更がある場合は、同ホームページにてお知らせします。

（２） 質問受付及び回答

①受付

- 本指針の内容に関して質問がある場合は、質問書（様式9）により、「15.問合せ先」まで電子メールにて提出してください。
- 電子メールの送信に当たっては、件名を「【応募者名】埼玉県スポーツ科学拠点施設整備運営事業 質問提出」とし、ファイル名を「【応募者名】様式9 質問書」としてください。
- 受信確認後、返信メールを送ります。令和６年４月１５日（月）午後５時までに返信がなかった場合は、同日午後５時半までに電話で「15. 問合せ先」まで連絡してくださ

い。

- 電話、FAX及び来訪による質問や、受付期間外の質問は受け付けません。

＜質問受付期間＞

令和６年４月８日（月）から４月１５日（月）午後５時まで

②回答の公表

令和６年５月中旬に埼玉県県民生活部スポーツ振興課ホームページに回答を質問とともに掲載します。ただし、質問が多数に及ぶ場合等は、回答の公表を延期することがあります。

回答内容については、本指針と同等の効力を持つものとします。

（３）応募登録

本事業に応募するには、事前の応募登録が必要です。本事業に参加する意向のある応募者又は参加を検討している応募者の方は、事前に下記の期間に応募登録をしてください。

①応募登録受付期間

令和６年５月２７日（月）から５月３１日（金）午後５時まで

②提出方法

「15．問合せ先」まで郵送（５月３１日（金）消印有効）又は持参により提出してください。

（４）事業者対話の申込及び実施

県及び事業者が十分な意思疎通を図ることにより、事業者が本事業の趣旨、本指針等の意図を理解することを目的として、下記のとおり実施します。

①参加対象者

応募資格があると認められた応募法人又は応募グループを対象とします。また、応募法人又は応募グループの全ての構成団体及び協力者が参加する必要はありませんが、応募法人及び応募グループの代表者は必ず参加してください。なお、事業者対話への参加は義務ではなく、参加の有無は提案後の審査に影響しません。

②申込受付期間

令和６年５月２７日（月）から５月３１日（金）午後５時まで

③申込方法

対話参加申込書（様式10）を事務局まで電子メールにて提出してください。また、電子メールの件名を「【事業者名】埼玉県スポーツ科学拠点施設整備運営事業 対話申込」とし、ファイル名を「【事業者名】様式10 対話申込書」としてください。なお、令和６年５月３１日（金）午後５時までに返信がなかった場合は、同日午後５時半までに電話で「15．問合せ先」まで連絡してください。

④対話の実施時期

令和６年６月１０日（月）～１４日（金）

なお、対話の実施日時と併せて、実施場所を連絡します。

⑤対話の結果公表

事業者のノウハウ等に関わり、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、対話の結果は公表します。

（６）公募設置等計画の受付（応募書類の提出）

①受付期間及び時間

令和６年７月２２日（月）から７月３１日（水）まで

午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで

②提出方法

- 事前に電話にて担当者の在席を確認の上、「（６）提出書類」に示す各様式を必要部数揃えて、「15. 問合せ先」まで持参してください。郵送、FAX、電子メール等による提出はできません。

（７） 提出書類

- 提出書類については、様式集の作成要領をご覧ください。
- 応募登録については、次に掲げる様式1から様式5までの書類をＡ４フラットファイル等にまとめて、正本１部、副本４部（複写可）を提出してください。
- 公募設置等計画（応募書類）については、次に掲げる様式6から様式8までの書類をＡ４フラットファイル等にまとめて、正本１部、副本１６部（複写可）提出してください。
- 正本１部及び副本のうち４部については、代表構成団体、構成団体、その他協力者を問わず社名を記載してください。
- 副本のうち１２部については、表紙、本文含め、全ての社名は業種名で表示し、特定できないようにしてください(詳細は、副本(社名無）様式3 記入例を参照。)。ロゴマーク等についても同様です。なお、以下の表のとおり、定款、登記簿謄本等、一部の書類は添付不要です。
- 上記に加えて、ＣＤ－Ｒ等に格納した電子データを１部提出してください。データは社名有、社名無それぞれの書類について提出してください。なお、各公園施設に関わる資金計画及び収支計画(様式7)については、ＰＤＦに加えＷＯＲＤやＥＸＣＥＬ等のデータも提出してください。
- 各種証明書については、３か月以内に発行された原本とします。
- 応募受付後に、申請を辞退する場合には参加辞退届（様式11）を提出してください。

【提出書類一覧表】

書類の内容		様式	提出部数		
			正	副（社名有）	副（社名無）
1	応募申込書	様式1	1	4	
2	応募申込添付資料				
	ア 誓約書	様式2-1	1	4	
	イ 委任状	様式2-2	1	4	
3	事業体制表	様式3	1	4	
4	応募関連書類				
	ア 法人等の概要	様式4-1	1	4	
	イ 定款、寄付行為又はこれに類するものの写し	任意	1	4	
	ウ 法人登記簿謄本（法人以外の場合はこれに類するもの）	任意	1	4	
	エ 印鑑証明書（３か月以内発行のもの）	任意	1	4	
	オ 役員名簿	様式4-2	1	4	
	カ 本店所在地の法人都道府県民税、法人市町村民税、固定資産税並びに法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（直近３か年分）	任意	1	4	
	キ 財務諸表「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書、注記等」（直近３年間）の写し	任意	1	4	
	ク 事業報告書、事業計画書等 ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい	任意	1	4	
	ケ 暴力団対策に係る誓約書	様式4-3	1	4	
5	応募資格関連書類				
	ア 建築物の設計業務を行う者の応募資格要件に関する書類	様式5-1	1	4	~~12~~
	イ 特定公園施設の計画及び設計を行う者の応募資格要件に関する書類	様式5-2	1	4	~~12~~
	ウ 建設業務を行う者の応募資格要件に関する書類	様式5-3	1	4	~~12~~
	エ アリーナの運営管理業務を行う者の応募資格要件に関する書類	様式5-4	1	4	~~12~~
	オ 特定公園施設の運営管理業務を行う者の応募資格要件に関する書類	様式5-5	1	4	~~12~~
	カ 事業統括責任者の応募資格要件に関する書類	様式5-6	1	4	~~12~~
6	埼玉県スポーツ科学拠点施設整備運営事業公募設置等計画	様式6	1	4	12
	ア 全体計画	様式6-1			
	① 事業の実施方針	様式6-1-1	1	4	12
	② 全体基本構想	様式6-1-2	1	4	12
	③ 施設構成・面積表	様式6-1-3	1	4	12
	イ 公募対象公園施設に関する計画	様式6-2			
	① 公募対象公園施設の設置又は管理の目的	様式6-2-1	1	4	12
	② 公募対象公園施設の概要	様式6-2-2	1	4	12
	③ 公募対象公園施設の整備スケジュール、工事の実施方法	様式6-2-3	1	4	12
	④ 関連図面（平面図、配置図、パース図など）	任意	1	4	12
	⑤ 整備費内訳（公募対象公園施設）	様式6-2-4	1	4	12
	ウ 特定公園施設の建設に関する計画	様式6-3			
	① 特定公園施設の整備について	様式6-3-1	1	4	12
	② 特定公園施設の整備スケジュール、工事の実施方法	様式6-3-2	1	4	12

書類の内容		様式	提出部数		
			正	副 (社名有)	副 (社名無)
	③ 特定公園施設の管理について	様式6-3-3	1	4	12
	④ 関連図面（平面図、配置図、パース図など）	任意	1	4	12
	⑤ 整備費内訳（特定公園施設）	様式6-3-4	1	4	12
	エ 利便増進施設の設置に関する計画	様式6-4	1	4	12
	オ スポーツ総合センターの利活用	様式6-5	1	4	12
	カ 運営業務	様式6-6			
	① 取組姿勢及び業務実施体制	様式6-6-1	1	4	12
	② 施設の運営内容	様式6-6-2	1	4	12
	③ 施設の機能	様式6-6-3	1	4	12
	④ 公園全体の活用・連携の方策	様式6-6-4	1	4	12
	キ 維持管理業務	様式6-7			
	① 取組方針及び業務実施体制	様式6-7-1	1	4	12
	② 維持管理内容	様式6-7-2	1	4	12
	③ 修繕・更新内容	様式6-7-3	1	4	12
	ク 事業実施体制	様式6-8			
	① 管理運営能力・実績	様式6-8-1	1	4	12
	② 事業実施体制	様式6-8-2	1	4	12
	③ 公募対象公園施設及び特定公園施設の管理体制	様式6-8-3	1	4	12
	④ 事業スケジュール	様式6-8-4	1	4	12
	⑤ リスクへの対応	様式6-8-5	1	4	12
7	資金計画及び収支計画				
	① 資金計画及び資金調達計画	様式7-1	1	4	12
	② 収支計画	様式7-2	1	4	12
	※様式7-2を踏まえ、別途Excel形式の基データも併せて提出				
8	価額提案書	様式8	1	4	12
	① 公募対象公園施設の設置管理許可に基づく土地使用料単価の提案額 ② 公募対象公園施設の整備に係る提案額 ③ 特定公園施設の整備に係る提案額 ④ 特定公園施設の管理運営費用（指定管理費用）の提案額 ⑤ 上尾市が支払う整備費相当額				
9	質問書	様式9	1		
10	事業者対話参加申込書	様式10	1		
11	参加辞退届	様式11	1		
12	構成団体等変更承諾願	様式12	1		
13	応募・提案書類確認書	様式13	1		

3. 応募に関するその他の留意事項

（１） 応募書類の作成及び提出

応募書類の作成及び提出に当たっては、次の事項に留意してください。

- 使用する言語は日本語、単位はメートル法、金額は日本通貨とします。
- 応募に係る経費は全て応募者の負担とします。
- 応募の受付期間終了後は、内容の変更、再提出及び差し替えを認めません。
- 県から連絡した場合や、本指針に定められた手続を除き、審査委員及び本件業務に従事する県職員、その他本事業関係者に対しての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合は、失格となる場合があります。
- 県が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。

（２） 応募書類の内容

次のいずれかに該当する場合、応募書類は無効とします。

- 申請書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- 申請書類の作成様式に示された条件に適合しないもの
- 申請書類に記載すべき事項の全部又は一部の記載がされていないもの
- 申請書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- 申請書類に虚偽の内容が記載されているもの

（３） 応募書類の取扱い

- 提出された応募書類は返却しません。
- 応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、県が審査結果の公表時及びその他必要と認める場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の範囲において、その一部又は全部を無償で使用及び公表できるものとします。
- 応募者の申請書類に著作権の対象となるものがある場合、著作権は設置等予定者として決定した時から県に帰属します。

4. 審査の方法及び手順

設置等予定者の選定は、県が都市公園法第５条の４第１項に基づき、全ての公募設置等計画の審査を行い、その審査を通過した計画について、都市公園法第５条の４第２項に基づき評価を行う二段階で実施します。

（１） 第一次審査（適格審査）

提出された全ての公募設置等計画等について、都市公園法第５条の４第１項に基づき、以下の点について審査します。

①応募資格の確認

応募者が応募資格の要件を満たしていない場合には、失格とする。

②法令遵守に関する審査

公募設置等計画等の内容が法令その他、県の示す基準を満たしていない事項がある場合には、失格とする。

③公募設置等指針に照らし適切なものであることの審査

公募設置等計画等が本指針に照らし、適切であるか、県が示す仕様を適切に実施できるかどうかを書面審査するものとする。なお、記載されている事項について、内容確認又は調査を

実施する場合がある。審査の内容は以下のとおりとする。

- 公募設置等計画が、本指針で示した目的や場所等と適合していること。
- 記載すべき事項が示されていること。
- 認定期間中の建設、運営の確実性が、提出された資料により見込めること。
- 公募対象公園施設の主に競技力向上のための必須施設（体育館、宿泊施設・レストラン除く）に係る県の負担額の上限額と、価額提案書に記載されている提案額を比較し、提案額が上限額を超える場合には、失格とする。
- 競技力向上のために必要な測定機器（更新、保守点検費用含む）に係る県の負担額の上限額と、価額提案書に記載されている提案額を比較し、提案額が上限額を超える場合には、失格とする。
- メインアリーナの整備費相当額の一部に係る県の負担額の上限額と、価額提案書に記載されている提案額を比較し、提案額が上限額を超える場合には、失格とする。
- 特定公園施設の建設に係る県の負担額の上限額と、価額提案書に記載されている提案額を比較し、提案額が上限額を超える場合には、失格とする。
- 設置管理許可の土地使用料単価の最低額と、価額提案書に記載されている提案額を比較し、提案額が最低額を下回る場合には、失格とする。

（２） 第二次審査（プレゼンテーション審査）

第一次審査を通過した提案について、県が設置する審査委員会において、5. 評価基準に沿って審査を行います。

審査委員会の委員は以下のとおりです。

氏名	所属等
久保　潤二郎	平成国際大学スポーツ健康学部教授
常見　恭子	（公財）日本パラスポーツ協会技術委員会委員
豊島　リサ	元オリンピック体操日本代表
太田　あや子	武蔵丘短期大学健康生活学科健康マネジメント専攻教授
小原　爽子	株式会社日本経済研究所インフラ部長兼上席研究主幹
池邊　このみ	千葉大学グランドフェロー
田口　陽子	東洋大学理工学部建築学科准教授
坂本　恭孝	上尾市副市長
島田　繁	埼玉県県民生活部長
伊田　恒弘 (R6.4.1から)	埼玉県都市整備部長

（敬称略）

応募者は、審査委員会において、提案内容に関するプレゼンテーションを実施していただきます。日時及び場所は、第一次審査を通過した応募者に対して、事務局から連絡します。なお、プレゼンテーション時は社名が特定できないようにしてください。

全応募者のプレゼンテーション終了後に、審査委員による審査及び採点を行い、最高得点の者を最優秀提案として選定します。

- 審査時間は、プレゼンテーション３０分、質疑応答４０分の予定です。
- 出席者は１０名までとし、応募グループの場合は代表構成団体から必ず１名は参加するようにしてください。

- プレゼンテーションは、当初の提案に基づき実施することとし、提案書に記載のない事項を新規に提案することはできません。
- プレゼンテーション用の資料等には、代表構成団体、構成団体、その他協力者を問わず、全ての社名は業種名で表示し、特定できないようにしてください。ロゴマーク等についても同様です。
- プレゼンテーション用の資料はパワーポイント形式を原則とし、作成したデータをＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒで事前に提出してください。提出日は第一次審査結果と合わせて通知します。ＰＣ、プロジェクター及びスクリーンは事務局で準備します。なお、ＰＣの持ち込みやプレゼンテーションの際にはパワーポイント以外にパネル等の持ち込みも可能です。

5. 評価基準

別途定める「評価基準書」に基づき評価を行います。

6. 審査委員会の委員等への接触禁止等

県から連絡した場合や、本指針に定められた手続を除き、審査委員及び本件業務に従事する県職員、その他、本件関係者に対しての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合は、失格となる場合があります。

7. 設置等予定者の決定等

審査委員会は、各審査委員の採点の総合計を比較し、最高得点を得た公募設置計画等の提出者を設置等予定者候補として、二番目に高い得点を得た公募設置等計画等の提出者を次点として選定します。

審査の結果によっては、設置等予定者候補、次点の両方又は次点について、該当者なしとする場合があります。

県は、審査委員会の選定結果を踏まえ、設置等予定者及び次点を決定します。

8. 選定結果の通知及び公表

選定結果は、速やかに応募者（応募グループの場合は代表構成団体）に以下のとおり通知することとし、電話等による問合せには応じません。

・　一次審査の結果は、令和６年８月中旬頃、電子メールにて通知
・　二次審査の結果は、令和６年９月中旬頃、書面にて通知

選定結果は審査講評（概要）と合わせて、埼玉県県民生活部スポーツ振興課ホームページへの掲載により公表します。審査内容及び審査結果に関する問合せ、異議等については一切応じません。

なお、選定結果や公募設置等計画等の概要については、県の記者クラブに加盟する報道機関への資料提供、情報公開条例に基づき公開することがあります。

9. 公募設置等計画の認定

県は設置等予定者候補と協議を行い、公募設置等計画を認定します。これにより、設置等予定者は認定計画提出者となります。

認定に当たっては、審査委員会での意見等を踏まえ、必要に応じて県と設置等予定者との調整

により、公募設置等予定者が提出した公募設置等計画を一部変更した上で、変更後の公募設置等計画を認定する場合もあります。

なお、認定後、協議を進める中で、関係者等との協議が整わなかった場合などは、計画内容を変更していただく場合があります。

万一、県が設置等予定者候補の提出した公募設置等計画の認定に至らなかった場合や公募設置等予定者候補が辞退した場合は、次点の候補者が繰り上がるものとします。このことにより設置等予定者候補に損失が生じても、県はその損失を補償しません。また、設置等予定者候補は県に対し、一切の補償を請求しないこととします。

10. 認定公募設置等計画の変更

公募設置等計画の認定後、各種調査、関係者調整等を実施した上で、詳細な事業計画を策定した結果、認定公募設置等計画を変更せざる得ない場合は、認定計画提出者は県と協議の上、認定公募設置等計画の変更の申請を行うことができることとします。

県は、都市公園法第５条の６第２項第１号及び第２号で規定する基準に適合すると認められる場合に限り、変更の認定を行います。

11. 契約の締結等

県と認定計画提出者の間で、以下の契約手続き等を行います。

（１） 基本協定

本事業の円滑な実施のため、県が認定した公募設置等計画に基づき、本事業を実施するための基本的な事項について定めた「埼玉県スポーツ科学拠点施設整備運営事業 基本協定書」（以下、「基本協定」という。）を締結します。

（２） 実施協定

基本協定の締結後、県と認定計画提出者との間で本事業の実施に向けた協議を行い、事業実施条件や認定計画提出者の権利、義務等について定めた「埼玉県スポーツ科学拠点施設整備運営事業 実施協定書」（以下、「実施協定」という。）を締結します。

（３） 特定公園施設の引渡し

特定公園施設の整備とそれに伴う既存施設等の撤去・移設等に係る一切の工事については、一旦、認定計画提出者の負担において施工し、原則として令和９年度中に供用を開始できるように工事を完了し、県が実施する完了検査を受けてください。完了検査に合格した後、県に引渡してください。引渡しに伴い、完成図書を提出してください。また、完成図書に基づき、都市公園台帳資料を作成してください。

（４） 上尾運動公園（事業対象地）の指定管理者の指定

県は、上尾運動公園（事業対象地）の維持管理運営について、認定計画提出者を、指定管理者として指定することを予定しています。ただし、指定管理者の指定については、令和８年１２月の埼玉県議会１２月定例会（予定）での議決が必要となります。

（５） モニタリングの実施

認定計画提出者が認定公募設置等計画に基づき事業を実施するにあたり、基本協定に従い適正かつ確実なサービスの提供がなされているかどうか、あるいは経営状況が健全かどうかなどを確認するため、定期的に認定公募設置等計画及び基本協定書等に係る事業の実施状況報告書の提出を求めるとともに、認定計画提出者は、公認会計士等による監査を経た財務状況についての定期的な報告書（セルフモニタリング報告書）を県に提出し、県がこれを検証し、必要に応じて立入調査を含むモニタリングを実施し、認定計画提出者はこれに応ずるものとします。

12. リスク分担等

（１） リスク分担

本事業の実施における主なリスクについては、以下の負担区分とします。リスク分担に定めのない内容が生じた場合は、県と認定計画提出者が協議の上、負担者を決定するものとします。

リスクの種類	内容		負担者	
			県	認定計画提出者
法令変更	認定計画提出者が行う整備・管理運営業務に影響のある法令等の変更		協議事項	
第三者賠償	認定計画提出者が工事・維持補修・運営において第三者に損害を与えた場合			○
物価	設置等予定者決定後のインフレ、デフレ	特定公園施設の維持管理・運営		○
金利	設置等予定者決定後の金利変動	特定公園施設の維持管理・運営		○
不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期、臨時休業(＊1)	特定公園施設	協議事項	
		公募対象公園施設		○
土壌汚染	本公園において土壌汚染が発見された場合(＊2)		協議事項	
地中埋設物	新たに発見された地中埋設物等による建設工事の中止・延期			○
資金調達	必要な資金確保			○
事業の中止・延期	県の責任による中止・延期		○	
	認定計画提出者の責任による中止・延期			○
	認定計画提出者の事業放棄・破綻			○
	法令変更等、両者の事由によらない事業中止・延期に伴う損害		協議事項	
申請コスト	申請費用の負担			○
引継コスト	事業終了時における施設運営の引継ぎ費用の負担			○
施設競合	競合施設による利用者減、収入減			○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況			○
運営費の増大	県以外の要因による運営費の増大			○
	県の責による運営費の増大		○	
施設の修繕等（特定公園施設）	施設、機器等の損傷(＊3)		○	○
施設の修繕等（公募対象公園施設）	施設、機器等の損傷			○
債務不履行	県の協定内容の不履行		○	
	認定計画提出者の事由による業務又は協定内容の不履行			○
性能リスク	県が要求する業務要求水準の不適合に関するもの			○
損害賠償	施設、機器等の不備による事項			○
	施設管理上の瑕疵による事項			○
警備リスク	認定計画提出者の警備不備によるもの			○
運営リスク	施設、機器等の不備又は、施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休館等に伴う運営リスク			○
公的支援制度（補助金等） ※制度廃止等は法制度リスクに含む。	県が交付・獲得すべき公的支援制度の交付・獲得不可又は条件変更		○	
	上記のうち、事業者が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの			○

＊1　自然災害（地震・台風等）等不可抗力への対応

○災害により施設が損傷した場合は、認定計画提出者で応急復旧を行ってください。

○特定公園施設、公募対象公園施設が復旧困難な被害を受けた場合、県は、認定計画提出者に対して当該施設等に関する業務の停止を命じることがあります。

○震災発生時に、上尾運動公園を防災活動拠点及び避難場所として使用する場合など災害対応のために必要な場合、県は、認定計画提出者に対して公募対象公園施設の業務の一部又は全部の停止を命じることがあります。

○業務の一部又は全部の停止を命じた場合であっても、県は認定計画提出者の運営する公募対象公園施設の休業補償は行いません。

＊2　土壌汚染に関する調査の費用負担は、認定計画提出者とします。調査の結果、汚染物の除去が必要となった場合の費用については、県と認定計画提出者で協議します。

＊3　特定公園施設の修繕については、別途定める特定公園施設の管理運営要綱のとおりとします。

（2） 損害賠償責任

- 本業務の実施に当たり、認定計画提出者の故意又は過失により、県又は第三者に損害を与えたときは、認定計画提出者がその損害を、県又は第三者に賠償するものとします。
- また、県は、認定計画提出者の故意又は過失により発生した損害について、第三者に対して賠償を行った場合、認定計画提出者に対して、賠償した金額及びその賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとします。
- 特定公園施設内での事故に関する賠償保険については、指定管理者である認定計画提出者が加入するものとします。

13. 事業破綻時の措置

- 認定計画提出者は、認定された公募設置等計画の有効期間内に事業が破綻した場合、都市公園法第５条の８に基づき、県の承認により別の民間事業者に事業を承継するか、認定計画提出者の負担により、公募対象公園施設を撤去し、原状回復して返還してください。
- なお、認定計画提出者が公募対象公園施設の撤去を行わない場合、県は、認定計画提出者に代わり撤去工事を行い、その費用を認定計画提出者へ請求します。

14. 法規制等

公募設置等計画の内容は、以下を遵守してください。また、事業の実施にあたり必要な許認可の取得や手続きについては、認定計画提出者の負担により実施してください。

- 都市計画法
- 都市公園法
- 埼玉県都市公園条例
- 埼玉県都市公園条例施行規則
- 建築基準法
- 消防法
- 駐車場法
- 景観法
- 屋外広告物法
- 埼玉県屋外広告物条例
- その他各種関係法令等

15. 問合せ先

埼玉県県民生活部スポーツ振興課スポーツ施設担当
住　　所：〒330-9301
　　埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番１号　本庁舎３階
電 話 番 号：048-830-6951
電子メール：a6940-06@pref.saitama.lg.jp
公募関連URL：https://www.pref.saitama.lg.jp/a0312/sports_science/top.html

＊　都市公園法に関することは、都市整備部公園スタジアム課が担当します。